

「厚生労働省」 ～ものづくりマイスター制度～

今年度、厚生労働省では新たに「ものづくりマイスター制度」を創設しました。
「ものづくりマイスター制度」とは、高度な技術をもったものづくりマイスターが、中小企業や教育訓練機関で広く若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うものです。

対象分野は100を超える建設業および製造業に該当する職種です。

- 若者が進んで技能者を目指す環境の整備、
- 産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成を目指します。

「ものづくりマイスター」の活用

地方公共団体・経済団体等との連携・若年技能者の人材育成・技能尊重気運の醸成等。

- 1, 若年技能者の人材育成に係る相談・援助
- 2, ものづくりマイスターの派遣による実技指導の実施
- 3, ものづくりマイスターに対する指導技法等講習実施

「ものづくりマイスター」の認定要件・対象分野

ものづくりマイスターとは・・・ものづくりに関して一定の技能・経験を有する者

認定基準

認定の基準は、以下の①から③までのすべてに該当すること。

- ① 次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア、認定対象職種の特級又は1級若しくは単一等級の技能士
 - イ、卓越した技能者（現代の名工）のうち認定対象職種に該当するもの
 - ウ、高度熟練技能者のうち認定対象職種に該当するもの
 - エ、都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、被表彰者が技能検定1級又は単一等級と同等以上の技能を有している者を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた者であって、認定対象職種に該当するもの
 - オ、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により、1級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる者のうち認定対象職種に該当するもの
- ② 当該職種の経験が15年以上あること
- ③ 技能の継承や後継者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること